

定額減税補足給付金（不足額給付）の実施等について

1 定額減税補足給付金（不足額給付）の実施について

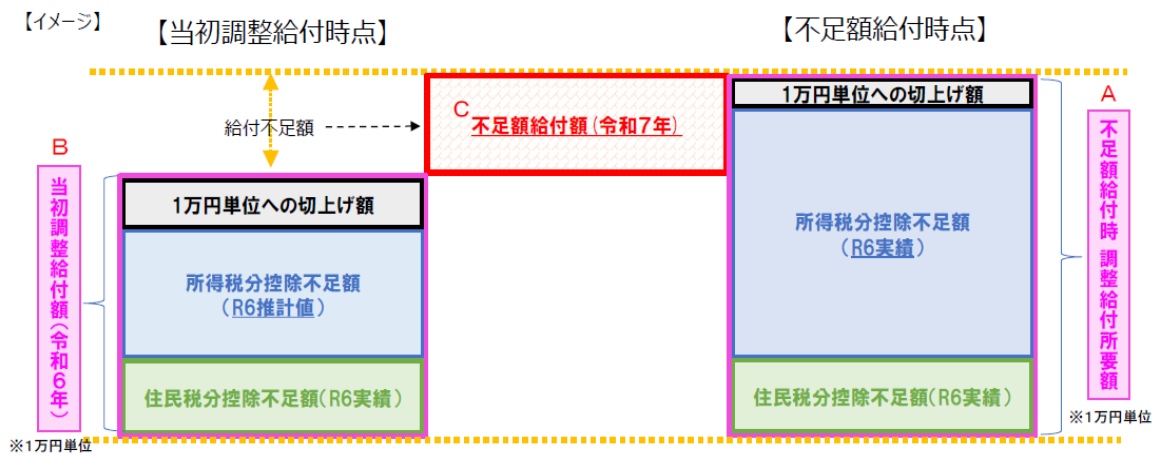
(1) 概要

令和 6 年度に実施した定額減税補足給付金（以下「当初調整給付」という。）において、推計額（令和 5 年所得税）を用いて算定したことにより、支給額に不足が生じた者等に対して、以下のとおり給付を行う。

(2) 給付対象及び給付額

ア 不足額給付Ⅰ（推定：約 8,900 人）

令和 7 年の「不足額給付額」算出時点の調整給付所要額が、令和 6 年に給付した「当初調整給付額」を上回る者に対して、当該上回る額を、「不足額給付額」として給付する。



イ 不足額給付Ⅱ（推定：約 2,500 人）

「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」において、定額減税・低所得世帯向け給付金のいずれにも該当しない者※に対して、4 万円を給付する。

※ 税制度上、扶養親族対象外となる青色事業専従者・事業専従者（白色）、合計所得金額 48 万円超の者

(3) 支給方法等

ア 不足額給付Ⅰの対象者のうち、直近の給付金で振込口座を区が把握している者

区から給付内容等を記載した支給のお知らせを郵送し、指定期日に口座に振り込む（プッシュ方式）。

イ その他の者

区から給付内容や確認事項を記載した確認書を郵送し、対象者本人による確認・返送後、指定口座に振り込む（確認書方式）。

(4) 周知方法

区報（7月10日号）、区ホームページ、区設掲示板、区SNS、窓口等

(5) スケジュール(予定)

令和7年 7月中旬 支給のお知らせ、確認書等送付開始

8月中旬 プッシュ方式対象者へ支給開始

確認書・申請書については審査終了後、順次支給

10月末日 申請期限

2 参考:当初調整給付及び文京区家計支援臨時給付金の支給状況について

	当初調整給付	R6 家計支援臨時給付金	R6 家計支援臨時給付金 (追加給付)
対象者（世帯）	定額減税で引ききれない額が発生した者	令和6年度新たに住民税非課税または均等割のみ課税となった世帯	令和6年度住民税非課税または均等割のみ課税世帯
実施期間	令和6年7月1日～ 10月31日	令和6年7月1日～ 10月31日	令和7年2月17日～ 6月2日
給付額	定額減税で引ききれない額	10万円 こども加算5万円	3万円 こども加算2万円
対象者（世帯） 数	20,674 人	7,088 世帯	28,586 世帯
支給件数	18,242 件	5,057 件 こども加算 601 件	22,934 件 こども加算 1,928 件

※R6 家計支援臨時給付金（追加給付）の実績は令和7年4月17日現在